

前立腺がん検診実施要領

(目的)

第1 この要領は、前立腺がんの早期発見、早期治療を促進し、市民の健康保持と増進を図るため、千葉市（以下「甲」という。）が一般社団法人千葉市医師会（以下「乙」という。）との契約に基づき実施する前立腺がん検診業務について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2 この検診を受けることのできる者は、市内に居住地を有し、当該年度に50歳以上の5歳刻みの年齢になる男性とする。

2 検診回数は、同一人につき年1回とする。

(実施期間)

第3 この検診の実施期間は、当該年度の4月1日から2月末までとする。

(検診取扱い医療機関)

第4 この検診は、乙会員である医師（以下「丙」という。）が行うものとする。

(受診券及び検診票の配布)

第5 甲は、この検診の対象者に対し、「がん検診等受診券シール」（以下「受診券」という。）を送付する。

2 甲は、丙に対し、「前立腺がん検診票」（以下「検診票」という。）と「前立腺がん精密検査依頼書」（以下「精密検査依頼書」という。）を送付する。

(検診方法)

第6 この検診の受診者は、受診券を甲から受け取り、丙の定める日時に持参し検査を受けるものとする。

2 検査項目は、次のとおりとする。

(1) 問診（喫煙歴、育毛剤の服用等）

(2) P S A検査

3 受診者への結果通知は、丙が行うものとする。

(総合判定)

第7 判定にあたっては、P S A測定値 4.00ng/ml 以下については「基準範囲内」、4.00ng/ml を超えるものについては「要精密検査」と判定する。

(検診結果の管理)

第8 丙は、検診結果を少なくとも5年間は保存するものとする。

(指導区分)

第9 それぞれの判定区分に基づき、次の内容の指導を行う。

(1) 「基準範囲内」と区分された者

定期的な検診受診を勧める。

(2) 「要精密検査」と区分された者

「前立腺がん精密検査依頼書」を受診者に手渡し、精密検査実施医療機関において精密検査を受けるように指導するものとし、治療が必要なものに対しては速やかに医療機関で受診するよう指導する。

(記録の整備)

第10 丙は、次のように記録を整備するものとする。

(1) 検診の記録は、氏名、年齢、住所、検診の結果、精密検査の必要性の有無等を記録する。

(2) 必要に応じ、治療の状況や事後の指導その他必要な事項についても記録する。

(要精検者の指導)

第11 丙は、検診の結果、精密検査を必要とする者に対し、「精密検査依頼書」を交付し、前立腺がん精密検査協力医療機関において精密検査を受診するよう指導するとともに、治療が必要な者に対しては、速やかに医療機関で受診するよう指導するものとする。

(検診費用)

第12 丙は、検診費用として受診者から1,200円を徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、検診費用の免除の取扱いについては、別に定める「がん検診等費用免除実施要領」に基づき行うものとする。

(結果報告及び委託料の支払い)

第13 この検診の結果報告及び委託料の支払いについては、契約書に基づき行うものとする。

(精度の向上)

第14 検診に従事する丙は、診断技術の向上を図るため、自ら積極的に研修などに参加することとする。

2 乙は、甲から提出された検診結果を活用し、丙の実施する検診の精度管理を行うこととする。

(広報)

第15 甲は、乙、その他の保健医療関係団体の協力を得て市政だより、町内自治会の回覧板、パンフレット等を活用し、前立腺がん検診の意義、対象となる者の範囲、内容、実施期間、実施方法、その他の必要な事項について市民に周知する。特に、今回の検診で「基準範囲内」判定された場合であっても、次回検診までの5年間を保障するものではなく、定期的にかかりつけ医で相談するよう啓発に努めるものとする。

(規定外事項)

第16 この要領に定めるもののほか、前立腺がん検診の実施に関し必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(事故発生時の措置)

第17 丙は、事故が発生した場合、速やかに乙（成人保健担当理事）に報告する。乙は、緊密な連携の下、適切な措置を講ずるため、甲に速やかに連絡することとする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する